



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

生産緑地改正で意見提出

「特定生産緑地制度」改善求める 開発には業者へ負担金制度

大阪府農業会議はこのほど、「都市緑地法等の一部を改正する法律案についての意見」を会長専決で決定し、内閣総理大臣及び国土交通大臣に提出した。

生産緑地制度改正案で示された「特定生産緑地制度」に対して改善を求めるとともに、生産緑地の開発にあたっては業者に対する負担金制度を設けて抑制すべきだとした。

(3面に関連記事)

現在、国土交通省は予算関連法案として、都市緑地法等の一部を改正する法律案を検討し、今通常国会に提出することとしている。

法律案のうち、生産緑地法等の一部改正では、生産緑地地区の一律500平方メートルの面積要件を300平方メートルを下限として市町村が条例で引き下げ可能にしたり、一団の農地の考え方を緩和して、いわゆる道連れ解除を救済するといった大いに評価できる項目が盛り込まれている。

しかしながら、他方、指定から30年が経過する生産緑地について、新たに「特定生産緑地制度」を設け、「買取り申出の開始時期を10年延長する」などの考え方が示されている。

農業会議が全国農業委員会都市農政対策協議会(事務局・全国農業会議所)と生産緑地所有者に対して行った調査によると、30年経過により買取り申出を行うおうと考えている農業者は約16%に過ぎず、「わからない」「当面買取り申出は考えていない」

年金の お受け取りは J A で

JAバンク大阪(JA/信連) 検索

とした者が大半にのぼっており、進入路等が確保されて、相続税納税猶予の対象となっていない生産緑地所有者には、様々な業者からのアプローチが多く、30年を経過せずに買取り申出が行われている。

わが国は人口減少社会に転じ、

住宅需要の減少が叫ばれるにもかかわらず、相続対策と称した農地所有者への不動産投資勧誘も激しくなり、相続税の課税強化と相まって、このままでは都市農地がさらに減少すると懸念されている。

(北川)

主な記事

- ◎ 収入保険制度の導入決定……………2面
- ◎ 国交省、生産緑地制度改正へ……………3面
- ◎ 農地法等検討会……………4面

都市緑地法等の一部を改正する法律案についての意見 (記以下全文)

1. 「特定生産緑地」制度は現行制度に屋上屋を架すものであり、30年の生産緑地制度を10年に改めて更新できる制度にすること。

2. 生産緑地の開発に当たっては農業者による買い取り請求権を規制するのではなく、開発業者に対する農地保全のための負担金を制度化して抑止力を働かせ、徴収した負担金の一部を都市農地保全や都市農業振興等に充当すること。

3. 都市計画では、「建築物や特定の工作物の建設を目的とする土地の区画形質の変更」を開発行為と定義しているため、都市周辺においては開発許可を必要としない資材置き場、露天駐車場への転用が増加し、結果として無秩序な土地利用となる事例が増加している。従って、計画無き開発は認めないとの前提で、開発行為の定義を見直し、露天駐車場、資材置き場の設置を制限すること。

(北川)

30年経過後早い時期に買取り申出をしたい

16.0%

当面買取り申出は考えていない 44.4%

わからない 39.6%

生産緑地の指定から30年経過した場合の買取り申出の意向 (平成27年度 有効回答数536人)

(全国農業委員会 都市農政対策協議会 調べ)

収入保険制度の導入決定

3月15日までに青申申請を

昨年12月、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において決定された「農業競争力強化プログラム」に、青色申告を行う農業者を対象とした「収入保険制度」の導入が盛り込まれた。

収入保険制度は、農業者ごとの農産物の販売収入全体の収入減少を補てんする制度。農業経済制度やナラシ対策などの類似制度も含めて、任意でいずれかに加入する。

当年の収入が基準収入（農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均）の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされる。

従来の農業共済制度では、自然災害による収入減少が対象だが、収入保険制度では価格低下なども補てんの対象となる。また、収入保険制度では、補償の対象となる品目は限定されていない。

加入対象者は、収入を正確に把握する意図から、5年以上の青色申告実績がある農業者が基本。ただし、青色申告（簡易な方式を含む）実績が1年分あれば

ば加入可能となっている。新たに青色申告（簡易方式を含む）を始める個人の場合、3月15日までに最寄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出することで、平成29年分の所得から青色申告を行うことができる。

府農業共済組合連合会（NOSA I大阪）の石崎会長は、「NOSA Iでは今後、農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応しうる収入保険制度の普及に取り組んでいく」と話す。

（沼田）

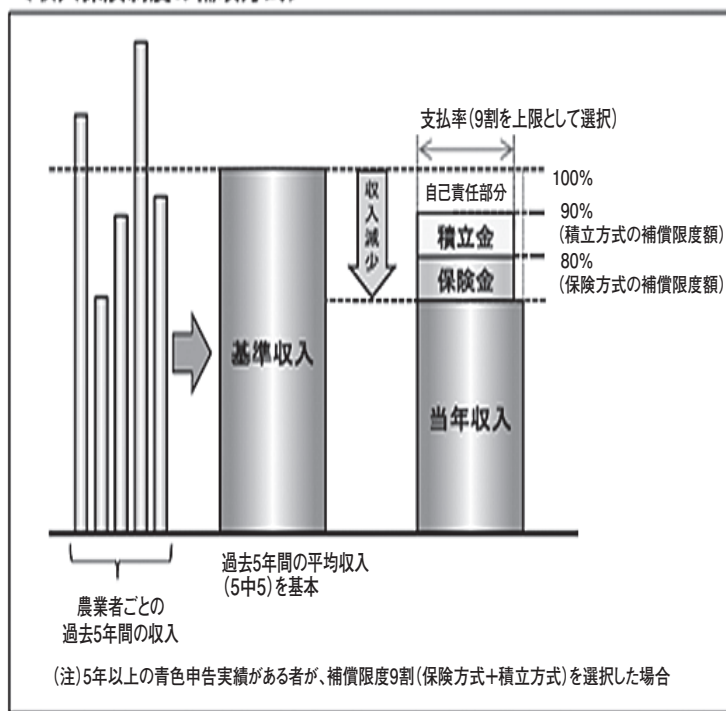
青色申告に様々なメリット

収入保険制度などの要件にも

農業経営の安定を図るために、農業者の簿記帳、ひいては青色申告を通じた経営管理の合理化が求められている。

個人事業主である農家は、日常的に帳簿をつけることで所得を把握し、それをもとに所得税を算出して税務署に申告する必要がある。

<収入保険制度の補填方式>



青色申告は、作成書類や事前届け出の有無などが白色申告と異なり、申告に係る準備が煩雑となっており、しかし、所得税の控除をはじめ、赤字の繰り越し、日常的な記帳によって経営状況の把握にも繋がるなど、経営上の様々なメリットがある。

青色申告では、原則は正規簿記の手法に基づいて申告に係る資料を作成する。一方で、控除

の対象額が限定されるが、簡易な単式簿記の手法に基づいて申告することも可能。

メリットについては先に述べたもののほか、農業に関わる様々な制度・施策の対象になれる点も挙げられる。

収入保険制度についても、青色申告を行う農業者であることが要件となっており、農業会議では今後関係機関と連携し、農業者の青色申告の実践を更に推進していく。

（沼田）

月間農政ファイル

12・21～1・20

12・21 来年度の予算案が閣議決定された。農林水産関係は、2兆3071億円。農業・農村整備事業は関連対策を含めると4020億円（前年度比5・2%増）。今年度第2次補正予算とあわせると5772億円となり、民主党政権に移行する前の21年度当初予算の水準まで回復。水田活用の直接支払交付金は3150億円（前年度比2・2%増）。

12・21 農研機構と日本農業法人協会は、研究や技術相談対応などで連携するとの協定を結んだ。

12・26 農水省は、農用地区域内の農地面積について調査結果を公表。今回では、403万20000畝。大阪では、47000畝。

12・26 農水省は、平成27年の荒廃農地面積について調査結果を公表。全国では、2万40000畝、大阪では、26000畝。



国交省、生産緑地制度改正へ

評価される面積要件緩和 疑問が残る特定生産緑地

国土交通省は平成29年度税制改正などを踏まえ、生産緑地法の改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出する予定となっている。

この法律案のうち、都市農地に係る制度改正案の概要は次のとおり。

1. 生産緑地地区の面積要件を緩和（生産緑地法）

- ・市町村は、生産緑地地区に関する都市計画の面積要件を、一定の範囲内で条例で引き下げられることとする。
- ・生産緑地の都市計画における一団の農地の考え方を緩和し、物理的に隣接していても一定の範囲にある場合に、一団のものと同みなすことができることとする（都市計画運用指針）。
- ※右記緩和をした場合も生産緑地に係る税制措置を適用。

2. 生産緑地地区に設置できる施設を追加（生産緑地法）

- ・直売所、農家レストラン、加工施設を追加する。
- ※相続税の納税猶予は適用対象外、固定資産税は生産緑地地区内の農業用施設と同様。

3. 都市計画決定の告示後30年経過した生産緑地地区の措置（生産緑地法）

《背景等》

- ・平成34年には約8割の生産緑地が都市計画の告示後30年を経過。
- ・生産緑地に係る税制措置（次世代に相続する際の相続税納税猶予など）が継続されなくなるおそれ。

《方向性》

- ・市町村長が、所有者等の同意を得て、必要な場合に、買取り申出の開始時期を一定期間延長できることとする。

※主たる従事者が死亡等した

4. 農地と宅地が混在する市街地環境の保全を図るための新たな用途地域の類型を創設（都市計画法、建築基準法）

《背景等》

- ・宅地需要の沈静化や都市住民の都市農業に対する認識の変化等を踏まえ、都市農地を都市にあるべきものへと位置づけ（都市農業振興基本計画）。
- ・市街化区域内で農地が多く分布する住居専用地域においては、農業用施設等を用いるには特定行政庁の許可が必要。

《方向性》

- ・低層住居と農地が混在する良好な住宅市街地の環境の保護を目的とした用途地域を設ける。当該地域では、農業用施設等の立地を可能とする。
- ・地域内の宅地における建築物の容積率、高さ等形態規制は、既存の低層住居専用地域と同様とする。
- ・居住環境及び営農環境の急激な変化を抑制するため、農地の開発に係る許可制度（一定規模未満の開発は可能）を設ける。

場合の取扱いは変更なし。
・関連する税制措置について

は、平成30年度税制改正以降に対応。

●都市緑地法等の一部を改正する法律案の概要（抜粋）

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300㎡を下限)
〔(税) 現行の税制特例を適用〕

○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に



市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設
(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

※画像の文字を消して入力しました。

中間管理権の基準明確に 遊休農地対策推進で

農地法等検討会

大阪府農業委員会職員協議会（会長・山口柏原市農委事務局長）は12月20日、大阪市内・プリムローズ大阪で平成28年度第3回農地法等業務推進検討会を開いた。

会議ではまず改正法に基づく新制度への移行に関して検討。委員募集時期を2月初旬から3月中旬に設定する予定が多いことが分かった。

このほか、農地利用意向調査及び農地中間管理権の取得に関する協議の勧告に関して検討。このことに関しては、遊休農地

対策等の事務処理が円滑に推進されるよう、府、農業会議、中間機構が協議をふまえて取り扱いを決定することとしている。農地法第34条及び第35条に関して「農地法の運用について」の制定については、所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合以外についても、利用意向調査

を実施した場合には農地中間管理機構に農地の状況等の情報提供を行うこととしている。さらに、この情報提供に対して農地中間管理権を取得する基準に適合するかどうかについて、農業委員会は農地中間管理機構が速やかに回答するよう求めることとしている。利用意向調査を実施した農地

の全てを情報提供した場合には膨大な情報量となるため、農委・中間機構の双方に過大な負担となり、遊休農地対策の仕組みが上手く機能しない恐れがある。検討会では、基準が明確に示されれば農地利用状況調査の際にも接道条件等を確認するので効率的に対応できるのではないかと等の意見が出された。（田村）

農地法研修会

宮崎弁護士講演

農業会議は12月20日、大阪市内・プリムローズ大阪で農地法研修会を開いた。講師は愛知県弁護士会所属の宮崎直己氏。

転用許可処分の性質

転用行為という事実行為を農地法は禁止しているが、4条1項許可はその禁止を解除する性質を持つ。つまり、本来国民が有する転用行為の自由を回復させるものであると言える。

5条1項は4条と3条の両方の性質を兼ね備えており、講習上の許可（禁止の解除）と認可（補充行為）の性質を持つ。

3条7項では「第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない」と規定されて

いる。耕作目的で売買契約を締結しても3条許可を受けなければ効力は発生しないが、補充行為である3条許可を受けることで契約当事者間の法律行為を補充し、その効力を完成させるものであり、講習上は認可と呼ばれる。当然であるが、3条許可は許可と認可の性質を併せ持つ。

許可条件違反

4条7項、5条3項（3条5項）の条件とは、行政処分の付款である。付款とは行政処分の付随的な意思表示であり、行政処分の内容に発生、消滅等の効果を持たせるものである。付款には条件、期限、負担、撤回権の留保があり、条件は民法127条1項に定める停止条件と同条2

項に定める解除条件となっている。停止条件にしる解除条件にしる、民法の原則（定義）を離れて解釈すると混乱が生じるため、厳格な運用が必要である。

転用許可と民法上の問題点

問題点の一つに、農地の非農地化の問題が挙げられる。転用目的で農地の売買契約を締結したが、5条許可を受けることなく時間が経過し、売買目的農地が非農地化した場合、農地の所有権は5条許可を受けることな



く買主に移転するとされ、最高裁の判例も同様の解釈をとって

府内農地の2割弱 相続未登記懸念

農水省 相続未登記農地を調査

農林水産省は、農業委員会を通じて「相続未登記農地等の実態調査」を実施し、昨年12月に調査結果をとりまとめた。近年、農地について相続が発生しても登記名義人が変更されず権利関係が不明確となるケースが増加し、担い手への農地の集積・集約化を進める上で阻害要因の一つとなっている。調査はこのような相続未登記農地等の状況を把握するために実施されたもの。

大阪では、相続未登記農地が911軒、未登記のおそれがある

いる。（田村）
る農地が1722軒で、計2633軒（府内農地面積比18・0%）となった。

適切な相続対策を

大阪府農業会議では、これまで都市農業の継続と振興を目的に、全国農業会議所と連携して相続対策の相談窓口の設置や研修会の実施に取り組んできた。適切な相続対策は、各経営体での円滑な相続という点のみならず、担い手への農地の集積を図る上でも非常に重要である。

農業会議では引き続き、市町村や農業者団体など研修会の開催について広く募っており、今後とも府内の農業者に対して相続対策を推進していく。（沼田）

農地利用状況調査報告

地域の事情を知る委員の役割

高槻市農委

高槻市農業委員会（橋長俊彦会長）は、11月から12月にかけて市内の計10地区で農地パトロールを実施。11月29日に行われた磐手地区のパトロールでは、同地区の遊休農地対策協議会の構成メンバーである

や、協議会のメンバーから遊休化しているとの報告を受けた農地を重点的にチェック。これらの農地については、この日の調査でも遊休化している



住宅に隣接する遊休農地（阪南市）

速やかな指導で遊休化を防ぐ

阪南市農委

阪南市農業委員会（土井浩会長）は、11月10日から22日にかけて全19地区の農地パトロールを実施。18日には、鳥取中地区のパトロールを実施し、農業委員1名、事務局2名で巡回した。

この日は長期にわたって遊休化している農地を重点的に巡回。遊休化している現場を前に今後の解消方法について協議した。巡回した農地の中には、個人では復元が難しく、重機の使用が必要となっているものも確認された。放置している期間が長引くほど解消が難しくなり、そ

うなる前に手を打つ必要があるとの議論がなされた。また、隣接する住宅に寄りかかるように雑草の伸びている農地もあり、これについては委員から「速やかに改善しなければ苦情に繋がる可能性が高い」と懸念が示された。阪南市は、農業振興地域がなく、農地中間管理事業等の制度には乗せられないという状況。

地区の農業委員、地区実行組合長、農委事務局職員、同市農林課職員の9名で巡回を行った。当日は、昨年度の調査で遊休化が確認された農地



事前に事務局から管内の遊休農地について説明（高槻市）

後継者のための仕組みづくり 農業を仕事として選択

大阪狭山市農委

大阪狭山市農業委員会（中林勉会長）は、12月8日に農地パトロールを実施した。日常活動としてのパトロール結果を踏まえて、今回は、遊休農地がある程度の規模で存在している区域を中心に現地確認を行った。今

より遊休農地が解消された場所も確認した。もともと雑草が生い茂り、不法投棄もあった場所が今回はきれいに整理されていた。中林会長は、「10年ぐらい前から近所の迷惑にならないよう



指導により改善された遊休農地の前で（大阪狭山市）

この日巡回した草竹委員は、「農地の貸借については、一度農地を貸し出すと本当に戻ってくるのか、という誤解が今も地区内で残っている印象を受ける。そういった部分も含めて正しく周知をしていく必要がある」と話す。（沼田）

後所有者に文書指導等を行う予定である。また、指導に併せて、「後継者が農業を仕事として選択できるようなシステムを構築するため、国及び自治体が考えていかなければならない」と話した。（東野）

選賞事業表彰式

府内農業者3名を表彰

1月13日、大阪府庁で「大阪府農業生産・経営高度化優秀農業者等選賞事業表彰式」が開かれた。当日は、泉佐野市の戸野武彦氏、大阪狭山市の中村恵俊(しげとし)氏、大阪市の田中莊滋(そうじ)氏の3名に表彰状が手渡された。

冒頭では、大阪府の石川環境農林水産部長が「今回の表彰者3名はいずれも特徴的な経営を行い、地域農業のリーダーとしての役割が期待される。今後も大阪農業の発展のため、農業者を支援する様々な取り組みを推進していく」とあいさつ。

その後、選定に携わった外部有識者の代表として和歌山大学経済学部の大西敏夫教授が各受賞者について講評を述べた。

戸野氏については、水ナスや葉物野菜に加えスイートコーンという府内では珍しい野菜の栽培に取り組み、また、都市部の営農にかかる困難を乗り越え優れた農業経営を展開している点に言及。
中村氏については、ブドウの

産地で独自の技術と新しい発想によりオリジナリティの品種の開発に

取り組んできた点や、6次産業化に先駆的に取り組んできた点を挙げた。

田中氏については、都市農業振興基本法が施行される中、軟弱野菜やなわの伝統野菜等の栽培に取り組み、都市部で先進的



今回受賞した3名を囲んで

な経営を続けてきた点を説明した。

その後、受賞者3名がコメント。戸野氏は、「生産している農産物は、地元のふるさと納税のお礼の品としても好評をいた

食品の適正な期限の設定を

賞味期限に関する研修会

1月18日、大阪府農業会議は、大阪府担い手育成総合支援協議会、大阪府南河内農と緑の総合事務所と「賞味期限に関する研修会」を共催した。

この研修会は、管内で6次産業化に取り組む農業者や加工グループに対し、適切な期限設定を指導することで安全な農産加工品づくりに資するもので、当日は、約30名が参加。

(公財)大阪食品衛生協会検査センター代表取締役の吉田諭氏

だいており、泉佐野市の農業のPRに貢献できることを嬉しく思う」、中村氏は「農業は土が重要と語っていた父に倣い、自分も有機物を主体とした土作りに取り組んできた。大変だがそ

が「食品の期限設定の考え方と実例」ご存じですか?賞味(消費)期限の設定方法」と題して講演を行った。

吉田氏は、「賞味期限」と「消費期限」の定義について説明。続いて、平成17年に国が示したガイドラインに基づき、①食品の特性に配慮した客観的な項目(指標)を設定した試験の実施、②食品の特性に応じた「安全係数(注)」の設定、③特性の類似する食品に関する試験結果等の参照、④消費者等から求められた情報の提供、の4点を期限表示を設定する際の基本的な考え

れが一番という確信を持っている」、田中氏は「今回表彰をいただいたが、まだまだ日々の農業経営で苦労することも多く、更に研鑽を重ねていきたい」、とそれぞれ話した。(沼田)

方として述べた。その後は、実際に南河内で生産されるドレッシング、漬物、ジャムなどの加工品について、どのような項目を設定し試験を行えば良いか、順番に紹介した。吉田氏は講演の中で、食品衛生管理の国際基準である「ハサップ」の導入の義務化が国で検討されていることに触れ、「食品衛生管理を今まで以上に徹底することが求められている」と参加者に呼びかけた。(沼田)

(注)安全係数：製品に表示する期限について、安全性を重視し、より短い期限を算出するため、前述の試験で得られた結果に掛けられる「1未満の係数」。

「最近の法律問題」で研修会

経営者会議

大阪府農業経営者会議(松下長史会長)は12月13日、「こんなときどうする」最近の法律問題から」と題した研修会を開

催。研修には、経営者会議会員

をはじめ、JAバンク大阪信連、JA全農大阪、日本政策金融公庫、農林中央金庫の職員が出席した。

講師は、NHK「バラエティ生活笑百科」の顧問弁護士としてお馴染みの澤登(さわ)のぼる氏。冒頭、番組の裏話を披

露するなど和やかな雰囲気の中、最近、社会を賑わしている事件や弁護士に寄せられる各種相談等について、具体的な実例を挙げながら説明した。

特に、社会人として絶対にやってはいけないことや、もし不祥事を起こした場合の身柄の拘束から、裁判の流れと個人的

損失など、日頃あまり耳にすることのない生々しい話に、出席者は真剣に聞き入っていた。

最後に、弁護士に相談する場合の仕方や費用などの話もあり、出席者には、日々の社会生活に関わる法律問題を理解する良い機会となったようだ。

(光崎)

府施策意見、都市農業要請決定 役員任期申し合わせも審議

第5回理事会

大阪府農業会議は1月17日、J Aバンク大阪信連事務センターで第5回理事会を開いた。

理事会では、2月8日に大阪府知事に提出する「平成29年度大阪府農業施策に関する意見」及び2月24日開催の都市農業振興にかかる農委・J A代表者集

会で上程する「都市農業振興・都市農地保全にかかる要請(案)」を決定した。

また、理事会決定事項の農業会議諸規程改正のほか、3月17日の第138回総会に上程する「役員任期等の取り扱いに関する申し合わせ」についても審議

した。

申し合わせでは、農委会長である理事・監事は、農委会長の退任又は各地区農委連合会が新たに理事候補者を農委会議に推薦した場合に、辞任届を提出することとした。

農委会長でない理事・監事については、出身母体となる機関・団体における役職等を辞任した場合、辞任届を提出する。ただし、いずれの場合でも辞

任の後、再任された場合は理事・監事の身分は継続する。

また、専務理事が事務局長を兼ねている場合、4月1日に新任の事務局長が就任するときは、専務理事及び理事の辞任届を提出することとした。

役員任期の申し合わせについては昨年10月の理事会で承認を受けていたが、その後全国農業会議所からの指導を踏まえ一部修正した。(北川)

豊能地区連、

大東市農委で研修

12月から1月にかけて各地で委員研修等が開かれた。このうち農業会議が出席し、情勢報告を行ったものは次のとおり(①開催日、②開催場所、③農業会議事務局出席者)。

○豊能地区農委連合会(会長・梶田豊中市農委会長)

①1月20日、②豊中市・ホテルアイボリー、③鈴木専務理事兼事務局長

○大東市農委(橋本順昭会長)

①1月13日、②同市役所、③鈴木専務理事兼事務局長

(電話072・979・7032)まで。(大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校提供)

農大で就農の夢実現

二次募集 受付は今月末まで

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校では、平成29年度学生の二次

募集を行っている。

農業大学校では、2年生の専攻実習で「農業技術研鑽コース」「農業実践コース」として、農業技術者や就農など進路希望に

新団体会員代表者紹介

泉大津市長に南出氏

四條畷市長に東氏



南出泉大津市長



東四條畷市長

昨年12月19日、泉大津市長選挙の投票が行われ、新たに南出賢一氏が1月13日付けで泉大津市長に就任した。

また、1月15日、四條畷市長選挙の投票が行われ、新たに東(あずま)修平氏が1月20日付けで四條畷市長に就任した。

両氏は就任日と同日付けで泉大津市、四條畷市からの届出により、府農業会議の団体会員代表者に就任した。

第10回常設審議委員会

あわせたコースを実施しているほか、就職セミナーや農業法人へのインターンシップなども充実させ、スムーズな就職・就農に向け、サポートを行っている。

本年度は二次募集の人数が多く、「広き門」となっている。詳しくは、農業大学校事務室

大阪府農業会議は1月17日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで第10回常設審議委員会を開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(島本町、茨木市、池田市、箕面市、和泉市、田尻町、岸和田

市、泉南市、堺市、河南町、富田林市、松原市、羽曳野市、八尾市、東大阪市、枚方市、交野市農委委員会会長)については、28件(2万949平方メートル)を許可やむを得ないと認める旨、回答することを議決した。

また、平成29年度大阪府農

業施策に関する意見及び都市農業振興・都市農地保全にかかる要請について協議した。回答の内容は次のとおり。

【第1号議案】

件数	面積(平方メートル)
第4条	9
第5条	1万3756
合計	2万949

(農地区分別件数は、3種農地12件、2種農地16件)

大阪産(もん)加工品

学校給食関係者にPR

昨年12月22日、(公財)大阪府学校給食会が市内の学校給食関係者向けに大阪市内で実施した給食物資展示会で、大阪産(もん)の加工品を展示するブースが

設けられた。

大阪府は、学校給食への大阪産の利用促進に取り組んでおり、今回の展示ブースは、学校給食会が取り扱う加工品について府内でより一層の普及を目的に設置されたもの。当日展示された大阪産の加工

品は、大阪みかんの缶詰、ふきの水煮、など全14品。ブースを訪れた府内学校給食関係者からは「生ふきは下処理が面倒だが、水煮されていると使いやすい」、「みかんを皮ごとペーストにした商品は初めて知った。活用するメニューを考えたい」と

いった反響があった。府流通対策室の担当者は、「加工食品にすることで、通年利用が可能になり、供給地域も拡大できる。今後も給食での大阪産利用拡大をすすめていきたい」と話す。

(沼田)



ブースには多彩な大阪産加工品が並んだ

私事で恐縮だが、本年、厄年を迎えた。一年間、何事もなく無事に過ごせればと願うばかりである。

私は学生時代に地元を離れて久しいが、昨年末、地元の旧友から二十数年ぶりに連絡があった。年明けに氏神社で厄払い式をするから参加してほしいとのことであった。

先日、その厄払い式に参加してきた。近年まれな大雪の日であったが、私を含め9人の同級生と、福寿式も兼ねていたため還暦・古希から白寿までの長寿の方々と併せて総勢50人ほどが一堂に会してご祈祷を受ける立派な式典となった。

私はこのような式典があることは全く知らなかったが、毎年、本厄の者が世話役を務めることで長年にわたって脈々と受け継がれてきた伝統行事であると聞き、驚きと共に感慨深いものを感じた。ところで私は経営コンサルタントとして、農業を始めさまざまな業界の中小企業等の支援をしている。

常々感じるのは、やはり企業の行く末は経営者次第ということ。どの業界にも言えること



守るべきもの、

変えていくべきもの

産地経営サポート代表

中小企業診断士 東松 英司

だが、失敗を恐れず新しいことに挑戦していく経営者でなければ、厳しい外部環境の中で生き残っていくのは難しい。

たとえ伝統技術・伝統工芸と呼ばれる分野であっても、過去のやり方や考え方にとらわれず、世の中の変化に合わせて新しいものを取り込んでいかねば活路は開かれない。何十年、何

百年と生き残っているものほど、姿かたちを変えながら、巧みに伝統を引き継いでいっている。そこで大事なものは、何を残し何を变えていくかの選択だ。難しく思われるが、ここには明確な答えがある。「本質」は残り、それ以外は変化に対応させていく。何が「本質」かはよく

吟味する必要があるが、中小企業診断士などの専門家と一緒に考えるとよいだろう。農業支援の現場では「地域を(あるいは農地を)守っていかねばならない」という声をよく聞く。このような声が聞かれるところでは、地域外からの移住者や農業参入者(いわゆる「よそ者」)を拒み、あるいは条件

が悪く生産性の低い農地を少数の担い手に押し付けているような事例が往々にして見受けられる。果たしてそれが、地域や農地を守ることに言えるのだろうか。「地域を守る」とことは、盾や壁で外からの侵入を防ぐのではなく、地域を活性化させることであるべきである。地域活性化に重要な役割を担うのは「よそ者」「若者」「ばか者」と言われるが、まさにその通りだろう。よそ者を受け入れて地域に溶け込ませ、地域に愛着を持つ人を増やすべきである。

「農地を守る」とことは、既存の農地すべてを無理に農地として残すのではなく、本当に必要となるを優先的に残し、管理を行き届かせることであるべきである。担い手が効率よく管理できるよう、地域が一体となつて後押しすべきである。冒頭の厄払い式では、伝統が受け継がれていることに感銘を

受けたが、一つ残念なことがあった。それは、参加者が皆、元々地元に住んでいた人たちがかりだったことである。田舎の集落ではあるが、外を歩いてみると驚くことに外国人労働者と思しき人たちの姿も見かけた。そのような人たちも一緒になつて地域の行事に関わってもらえればなお良かったのにと思った次第である。

◇筆者の紹介(とうまつ えいじ)

産地経営サポート代表。中小企業診断士。農業・食品関連業界を中心に経営コンサルタントとして活動。事業計画策定、新商品開発、人材育成、組織改善等に関する支援を手掛ける。6次産業化プランナー(現在は兵庫県のみ登録)、HACCPコーデイナー、日本政策金融公庫大阪府農業経営アドバイザー連絡協議会幹事。